

## こんな理不尽な処分は取り消して 私を公務の職場に戻してください！

### 北海道・大阪で第1回口頭弁論開かれる

1月の京都、香川の裁判に続き、2月20日に北海道札幌地裁で越後敏昭さんと高嶋厚志さんの第1回口頭弁論が開かれ、83名の傍聴者が駆けつけました。続いて3月5日には大阪地裁で大島琢己さんの第1回口頭弁論が開かれ、こちらも58名の傍聴者が駆けつけました。どちらも法廷は傍聴者があふれ、裁判終了後は原告と弁護団、支援者による報告集会がおこなわれました。

#### 北海道・高嶋さんが意見陳述

札幌地裁の法廷で意見陳述に立った原告の高嶋さんは、「大学卒業後民間に就職したが、社会の役に立ちたいと考え公務員をめざし社会保険庁職員になりました。まじめに勤務していたが社保庁バッシングの中、深夜に及ぶ過重労働で体調を崩し、病気休職せざるを得ませんでした。日本年金機構や厚労省の面接を受けましたが、社保庁廃止の2ヶ月前になって行き先のないことが告げられました。呆然とするしかありませんでした。将来を考えるゆとりもないまま、病気休職中であつたにもかかわらず稚内の職員宿舎を追い出されました。最後まで公務での転任を希望しましたが、所属長からは執拗に勧奨退職を受け入れるように説得されました。懲戒処分歴もなく、主治医の診断書で1月からは職場復帰可能との意見ももらっていたにもかかわらず、所属長は何の説明もおこなわずに年末に分限免職処分の通知を郵送し、政府は私の職を奪いました。年金行政の失政には何の責任もなく、まじめに勤務してきた私に対して国が行なった分限免職処分、こんな理不尽な処分は取り消して私を公務の職場に戻してください」と訴えました。

#### 大阪・大島さんが意見陳述

大阪地裁では、大島さんが意見陳述をおこないました。大島さんは、「旧国鉄に就職し昭和62年の国鉄分割民営化の時に社保庁を希望し採用されました。当時は多くの官庁から募集があり選択できました。今回も各省庁から募集が来るとしていました。公務での転任を希望し、厚労省に配転されなかった後は、まったく公務員の募集がありませんでした。所長からは、自分で職安に行って職を探すように言われました。社会保険事務局の総務課長からは年齢の合わない求人や資格の必要な求人情報を渡されただけで、まともな分限免

職回避努力もないまま免職処分になりました。免職後、毎日のように職安に通い、インターネットで仕事を探したが手に職がない者には就職は困難でした。分限免職の文字の入った履歴書を送っても面接されず、面接にまでこぎつけても「公務員なのに首ですか?」「何か悪いことをしたの?」と言われました。コンビニ店員や森林公園の清掃、ゴミ集めの仕事などに応募しましたが採用されませんでした。国がおこなった無駄使い、宙に浮いた年金記録、消えた年金問題、社保庁の不祥事なんて私には身に覚えのないことばかりだったのに、その責任をなぜ私が負わないといけないのか。私は、国民の信頼回復のために必死で働いたのに、なぜ首になったのかという気持ちが消えませんでした。社会保険庁の解体



や、職員の分限免職をしたって、年金制度の信頼回復にはなりません。現に、社保庁が解体され、日本年金機構ができましたが、年金加入率は下がる一方ですし、現場の年金業務は混乱を極めているという

声を聞きます。裁判官、どうかこの国の施策の誤りをご理解いただき、分限免職処分を取り消して下さい」と訴えました。

報告集会では、各弁護士が裁判の報告をおこない、大阪労連、国公労連、年金者組合、大阪府職労、大阪国公、JAL 原告の代表の方がそれぞれ激励のあいさつをおこないました。

次回、北海道の第2回口頭弁論は、5月14日(月)11時から札幌地裁701号法廷で開かれ、原告の越後さんが意見陳述をおこなう予定です。大阪の第2回口頭弁論は、4月23日(月)11時から大阪地裁809号法廷で開かれます。また、香川の第2回口頭弁論は、4月16日(月)14時から高松高裁1号法廷で開かれます。

## 京都の第2回口頭弁論が開かれる

3月14日に京都原告15名の第2回口頭弁論が大阪地裁809号法廷で開かれました。当日は、懲戒処分取消控訴審の判決言い渡しもあり、傍聴席があふれる58名の傍聴者が駆けつけました。

開廷前には前回に続いて全厚生近畿支部と原告団が裁判所門前3か所でビラを配布して宣伝行動をおこないました。

第2回口頭弁論は、13時30分から始まり、第1



回期日に被告（国）側が提出した答弁書に対する原告側反論で総論部分の準備書面（１）と各論部分の準備書面（２）の弁論をおこないました。また、原告側から「厚労省への転任手続きについて」として、厚労省内の定員の確保、転任基準、面接・選考の詳細、他省庁への転任手続きについて被告に文書で求釈明をおこない、裁判長もこれを認めました。

原告側は次回の期日までに総論の追加として「分限免職回避努力義務について」「年金制度に対する信頼回復について」の２つの準備書面を提出します。国側は、求釈明に対する回答と準備書面（１）（２）に対する反論を提出することを述べました。



次回の第３回口頭弁論は、５月２８日１３時３０分から同法廷で開かれます。

続いて１４時から、川口さんの懲戒取消請求控訴審判決があり、控訴審を１回で結審した安原清蔵裁判長は京都地裁判決に沿った内容で「控訴棄却」の不当な判決をしました。川口さんは、最高裁へ上告し引き続きたたかいます。

裁判後は、大阪弁護士会館において報告集会を開き、各弁護士が報告し、京都総評議長、京都府職労連委員長、国公近プロ事務局長、西岡 JAL 乗員原告が激励のあいさつをおこないました。

## 北久保さんを職場に戻せ！の要求に厚労省は背を向ける回答

昨年９月１日に分限免職の前提となった懲戒処分が人事院によって取り消された北久保さん（京都）は、全厚生労働組合とともに１２月１４日に小宮山厚労大臣に対して、厚労省の謝罪と分限免職の取り消し、日本年金機構への採用を求めました。厚生労働省は２月２４日に年金局総務課の藤原課長が回答を行いました。誠意の全くないゼロ回答でした。北久保さんと全厚生の山本委員長は、懲戒処分を行ったことは誤りであったことを認めるよう強く抗議をしましたが、総務課長は「人事院の判定はうけとめる。判定に異は唱えない」と述べるにとどまり、懲戒処分の誤りを認めませんでした。委員長は「この内容では回答といえない。引き続き協議を求める」と述べて交渉を終了しました。

### 全厚生不当解雇撤回闘争団事務局

〒604-8854

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラポール京都地下

京都国気付 ☎:075-801-7875 FAX:075-801-7876 (共に京都国公)

[mail:zenkousei-tousoudan@xug.biglobe.ne.jp](mailto:zenkousei-tousoudan@xug.biglobe.ne.jp) (全厚生闘争団メールアドレス)

[http://www.geocities.jp/zks\\_sasaerukai/index.html](http://www.geocities.jp/zks_sasaerukai/index.html) (全厚生闘争団を支える会ホームページ)